

～ 山で採れる変わった秋の味覚 ～

朝晩の冷え込みに、また少しずつ進む山の色付きに、季節の移ろいを感じますね。今年は、柿や栗などの当たり年であるだけでなく、山を散策していても、例年なら見つけにくい様々な秋の味覚も発見しやすいと感じています。そこで、今回は山で見つけられる、少し変わった秋の味覚をご紹介します。なお、京北地域ではクマの目撃情報も寄せられております。山に入る際はクマ鈴を身に着けるなど、十分にご注意ください。

○アケビ

山でパツカリと口の開いたアケビに出くわすと、心が躍ります。写真のアケビはまだ若実ですが、2週間もすると熟して果皮が割け、白い果肉が見える状態になります。実は甘く、そのまま食べるのはもちろん、牛乳などに混ぜて「アケビミルク」にしても滋味深いです。東北や北関東では昔から果皮も重宝されてきました。味噌炒めや肉詰めにする、苦みが消えてとても美味しいそうです。



なお、山国で見つけたこのアケビは、大きな実をつける五葉アケビの特徴と、実が小さく葉っぱが三枚というミツバアケビの特徴を兼ね備えているため、おそらく交雑種でしょう。

○葛の花

普段は厄介な雑草として、あるいは高級菓子に使う葛粉の原料として知られる「葛」ですが、稀に9月～10月にかけてピンクや紫の美しい花が咲くことがあります。さてこの花、意外な使い道があります。砂糖を混ぜて瓶の中で寝かせておくと、花に付いた酵母により発酵し、花の香る爽やかな「葛サイダー」を作ることができるのです。



ただし、砂糖を入れすぎたり、発酵を長く続けるとアルコール度数が1%を超えて密造酒扱いになってしまうので注意。

○ムクロジ

神社や寺の境内に植えられていることがあります。2cm くらいの小さな実をつけるのですが、この果皮を水で洗うと泡が立つことから、昔は石鹸やシャンプーの代わりに用いられていました。種子のほうは鹿のフンそっくりですが、数珠や羽根つきの黒い玉として使われるなど、意外に親しみのある植物です。



この真っ黒な種子をじっくり乾煎りして割ってみると現れる大豆のような胚乳は、なぜかタラコやイクラなど魚卵の味がする不思議な秋の味覚です。

～京北合同庁舎のお客様駐車場をご利用の皆様へ～

周辺の方のご迷惑となりますので、次のことをお守りください。

- 駐車中はエンジンをお切りください。
- 庁舎にご用のない方の駐車はご遠慮ください。
- 国道の横断は、横断歩道または地下道をご利用ください。
- 庁舎敷地内（駐車場含む）は禁煙です。

国際電話の利用休止は無償で
できます！！【詳細はこちら】

※国際電話番号とは、
「+1」や「+44」
などから始まる電話番号のこと



令和7年11月号 目次

- ▶クマ出没注意！ 人里に寄せ付けないようにしましょう！
- ▶「京北のまち」の未来についてメッセージを募集中！
- ▶講演会のお知らせ 「あたたかい福祉のまち 京北に」
- ▶マイナンバーカード出張申請窓口開設のお知らせ
- ▶林業のちょっとコラム
- ▶かがやき隊コラム

クマ出没注意！ 人里に寄せ付けないようにしましょう！

- ★農作物や果実は早めの収穫を！
熟しすぎた果実や農作物はクマを強く引き寄せます。放置せず、早めに取り除きましょう。畑に残った野菜くずや落ちた果実は放置せず、持ち帰るなど適切に処分しましょう。
- ★家庭での注意点！
クマは嗅覚が非常に優れています。生ゴミなどは外に放置しないようにしましょう。不要な果樹の木は伐採しましょう。困難な場合は、防護するか、果実を早めに取り除きましょう。家や畑の周りの藪を刈り払い、クマが隠れやすい場所をなくしましょう。
- ★クマの目撃や痕跡を確認した場合は、出張所・農林業振興センター・林務事務所・警察へ連絡を！

【参考】「野生鳥獣・虫等に関する相談 Q&A 集（改訂版）」の「クマ」を検索↓

問合せ先 京北出張所 庶務担当 電話：075-852-1811
京北・左京山間部農林業振興センター 電話：075-852-1817
京都府京都林務事務所 電話：075-451-5724



「京北のまち」の未来についてメッセージを募集中！

本年は、京北町誕生から70年、京都市と合併してから20年となります。京北出張所では、先日の京北ふるさとまつりの会場で京北のまちの過去・現在・未来に関する特別企画展（昔からの年表写真展示や未来メッセージボード展等）を開催いたしました。未来へのメッセージを多数いただき、皆様の京北のまちに対する思いや愛着など、生のお声を聞くことができました。心より感謝申し上げます。

つきましては、引き続き皆様のお声をいただきたく、京北のまちの未来や「こうなってほしい」、「こんなところが好きだ」など、京北のまちに暮らす皆様のまちへの思いや愛着のメッセージを募集します。いただいたお声は右京区役所ホームページへの掲載を予定しており、これからの京北のまちづくりに活かしてまいります。皆様からのメッセージ、お待ちしております（京北合同庁舎ロビーでも付箋により受け付けております。）。

○募集期間： 令和7年11月30日まで

○メッセージの投稿： こちらの2次元コードから →



問合せ先 京北出張所 庶務担当 電話：075-852-1811



講演会のお知らせ「あたたかい福祉のまち 京北に」

場 所：京北合同庁舎3階ホール
費 用：無 料
申し込み：不 要
主 催：福祉あんしん京北ネットワーク協議会きょうせい部会
京北こころのふれあいネットワーク

【開催日時】
12月9日(火) 14時～16時
(受付 13時30分～)

やまぐにの郷ハンドベル隊が参加♪
京北の障害にかかわるつながりの取組も紹介！

あなたの暮らしに「安らぎ」「張りあい」「うるおい」「いたわり合い」はありますか。日々の子育て、夫婦育て、親育て、爺婆育ては、近所や(いのち)を大切にすることと、みんなつながっています。庭の花と同じで、水やりを怠ると荒れ果てますね。つながりをどうしたら元気にできるか、一緒に考えてみましょう。



テーマ：あたたかい福祉のまち 京北に
～障害があっても住み続けるために～

「障害がある」「障害がない」に関わらず、ひとりひとりが分かり合い互いの違いを認め合い、活かしあい、共にここ京北で暮らす。人とひととが理解し合うあたたかい京北の地域をつくるために、まずは、京北の障害福祉の現状について「知ること」からはじめましょう。

＜講師紹介＞ 加藤 博史 氏（龍谷大学名誉教授・社会福祉学博士）
1949年、富山県生まれ。現在、京都市社会福祉協議会地域支援委員会委員長、京都府社会福祉協議会京都ボランティアバンク運営委員会委員長、京都精神保健福祉施設協議会会長等に就任。

問合せ先：右京区社会福祉協議会 京北事務所 電話：075-852-0527
京北出張所 保健福祉第二担当 電話：075-852-1816

マイナンバーカード出張申請窓口開設のお知らせ

市街地のマイナンバーカードセンターや右京区役所に行かなくても大丈夫です。
京北出張所内で、マイナンバーカードの出張申請窓口を開設しますので、まだカードをお持ちでない方はぜひご利用ください。



日時 **令和7年11月27日(木) 10時～12時 / 13時～14時45分(最終受付)**

場所 京北出張所 1階 1-1会議室

出張窓口で行う業務 ①カード申請(初めてマイナンバーカードを申請される方)
②郵送受取サービスの申込(マイナンバーカード交付通知書のハガキは届いているが、まだ受け取っていない方)

①および②は予約の方が優先です。予約の際には「京北出張所での予約」であること、「①カード申請」または「②郵送受取サービスの申込」のどちらを希望されるかを申し出てください。
※なお、時間に空きがあれば、当日受付も可能ですが、予約をお勧めします。

③マイナンバーカード更新申請の手続サポート(マイナンバーカードの更新が必要な方)

10月からの
新サービス

- 更新の手続きは有効期間満了の3箇月前の翌日から可能です。
- 有効期限通知書かマイナンバーカードをご持参ください。
- マイナンバーカード更新申請の手続サポートは事前予約が必須となっています。

予約受付・問合せ **TEL 075-600-2121** 9時～16時(土・日曜、祝日を除く)

カード申請の申込みは、インターネットでの予約も可能です。下の二次元コードをスマートフォンで読み込んでいただくか、京都市マイナンバーカード出張申請窓口事務局サイト(<https://kyotomn-branch.com/>)でご確認ください。

予約締切 11月26日(水) (電話での予約の場合)
11月25日(火) (インターネットでの予約の場合)
定員になり次第、予約締切日を待たずに締め切らせていただきます。



※ 健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録につきましては、予約不要にて随時対応しますので、マイナンバーカード及びご自身の金融機関口座がわかるもの(通帳等)をご持参のうえ、出張申請窓口開設時間にご来庁ください。ただし、混雑状況によっては、対応できない場合がございますので、その際はご容赦ください。

マイナンバーカードに係る電子証明書の発行・更新は「周山郵便局」でお手続きができます。
すでにお手元にお持ちいただいているマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の発行・更新及び暗証番号の初期化については、周山郵便局でお手続きができます。詳しくは、マイナンバーカードセンター(075-746-6855)にお問い合わせください。

林業のちょっとコラム

担当：京北・左京山間部農林業振興センター



これはAIで生成した画像を加工したものです。

～ クリーンな木材を使う責任 ～

今回のテーマは「クリーンな木材」について。ここでいう「クリーン」とは合法的であることを指し、法令に従い伐採された木材の流通に関するお話です。

世界的には、未だ、法令に従わずに伐採された木材＝「クリーンでない木材」が流通し、経済の公正性や地球環境への悪影響が強く懸念されています。日本では、国内で流通する木材が「クリーンな木材」であることを担保できる制度として、平成28年にクリーンウッド法(※)が制定され、令和7年4月の法改正では、伐採届などの、法令に従い伐採されたことを証明する書類の木材の譲り渡し先への提出や、情報の伝達などを義務化し、クリーンな木材の流通制度の取組が強化されたところです。

伐採や伐採後の適切な植林が担保された、クリーンな木材を使うことは、森林資源の持続的な利用のみならず、土砂災害の防止や水源かん養といった、森林の多面的機能が継続的に発揮されることにも繋がります。

木材業界ではこのような取組をすべての関係者が遵守することで、取り扱う木材の信頼性や透明性を高め、経済や地球環境に対する責任を果たしています。私たち消費者も、クリーンな木材であることが分かる木材や製品をできる限り選び、経済や環境によりよい選択をしていきたいですね。

※ 正式名称は「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」といいます。

問合せ先 京北・左京山間部農林業振興センター 電話：075-852-1817